家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例(案)

条 項	概 要	従う or 参酌	
第一章 総則			
第○条	趣旨	_	
第○条	最低基準の目的	_	
第〇条	最低基準の向上	_	
第〇条	最低基準と家庭的保育事業者等	_	
第○条	家庭的保育事業者等の一般原則	参酌	
第○条	保育所等との連携	従う	
第○条	家庭的保育事業者等と非常災害	参酌	
第○条	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	参酌	
第○条	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	参酌	
第〇条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の 基準	従う・参酌	
第○条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	従う	
第〇条	虐待等の禁止	従う	
第○条	懲戒に係る権限の濫用禁止	従う	
第○条	衛生管理等	参酌	
第○条	食事	従う	
第○条	食事の提供の特例	従う	
第○条	利用乳幼児及び職員の健康診断	参酌	
第○条	家庭的保育事業所等内部の規程	参酌	
第〇条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	参酌	
第〇条	秘密保持等	従う	
第○条	苦情への対応	参酌	
第二章 家庭的保育事業			
第○条	設備の基準	参酌	
第○条	職員	従う	
第○条	保育時間	参酌	
第○条	保育の内容	従う	
第○条	保護者との連絡	参酌	
第三章 小規模保育事業			
第一節 通則			
第○条	小規模保育事業の区分	従う	
第二節 /	第二節 小規模保育 A 型		

第○条	設備の基準	参酌	
第○条	職員	従う	
第○条	準用	_	
第三節	・ ト規模保育B型		
第○条	職員	従う	
第〇条	準用	_	
第四節 小規模保育C型			
第○条	設備の基準	参酌	
第○条	職員	従う	
第○条	利用定員	従う	
第○条	準用		
第四章 居宅訪問型保育事業			
第○条	居宅訪問型保育事業	従う	
第○条	設備及び備品	参酌	
第○条	職員	従う	
第○条	居宅訪問型保育連携施設	従う	
第○条	準用		
第五章 事業所內保育事業			
第○条	利用定員の設定	参酌	
第○条	設備の基準	参酌	
	設備の基準(調理室に係る部分のみ)	従う	
第○条	職員	従う	
第○条	連携施設に関する特例	従う	
第○条	準用	_	
第○条	職員	従う	
第○条	準用	_	
附則			
第○条	施行期日	_	
第○条	食事の提供の経過措置	従う	
第○条	連携施設に関する経過措置	従う	
第○条	小規模保育B型に関する経過措置	従う	
第○条	利用定員に関する経過措置	従う	